

第三十回国会 衆議院 内閣委員會議録 第二十七号

昭和三十四年四月三日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

委員 英城君 理事高瀬 傳君

天野 光晴君 今松 治郎君

植木庚子郎君 加藤 精三君

坂田 英一君 瀬戸山三男君

田中 龍夫君 高橋 等君

富田 健治君 永山 忠則君

野原 正勝君 橋本 正之君

原 健三郎君 船田 中君

保科善四郎君

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総務大臣官房審議

長 吉田 信邦君

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(給与局長) 瀧本 忠男君

總理府總務長官 松野 頼三君

總理府總務副官 佐藤 朝生君

總理府事務官(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君

總理府事務官(恩給局長) 八巻淳之輔君

行政管理事務次官 濱野 清吾君

總理府事務官(行政管理庁行政管理局長) 山口 西君

防衛庁参事官(人事局長) 山本 幸雄君

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長) 齋藤 誠君

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局国庫財産第二課長) 市瀬 泰成君

専門員 安倍 三郎君

四月三日

委員今松治郎君、小金義照君、瀧本三君、始関伊平君、田中龍夫君、田村元君及び谷川和穂君辞任につき、その補欠として、野原正勝君、加藤精三君、天野光晴君、瀬戸山三男君、原健三郎君、永山忠則君及び坂田英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員天野光晴君、加藤精三君、坂田英一君、瀬戸山三男君、永山忠則君、野原正勝君及び原健三郎君辞任につき、その補欠として、瀧本三君、小金義照君、谷川和穂君、始関伊平君、田村元君、今松治郎君及び田中龍夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

文官恩給調整に関する請願(井出太郎君紹介)(第三〇七六号)

同(小金義照君紹介)(第三〇七七号)

同(成田知巳君紹介)(第三〇七八号)

同(井原岸高君紹介)(第三〇四七号)

同(木村俊夫君紹介)(第三一四八号)

同(木村守江君紹介)(第三二四七号)

〇二号) 召集旧軍人関係恩給の加算制復元に

関する請願外一件(井出太郎君紹介)(第三〇七九号)

同外一件(蓬澤寛君紹介)(第三一四九号)

同(江崎真澄君紹介)(第三一五〇号)

同(江崎真澄君紹介)(第三一六〇号)

同(若田均君紹介)(第三一九六号)

同(江崎真澄君紹介)(第三一九七号)

同外二件(倉石忠雄君紹介)(第三一九八号)

同(江崎真澄君紹介)(第三二五八号)

同(木村守江君紹介)(第三二五九号)

同(井出太郎君紹介)(第三二八〇号)

同外二件(鈴木一君紹介)(第三二八一号)

同外一件(鈴木一君紹介)(第三二八二号)

同(石川次夫君紹介)(第三二八三号)

同(石田有全君紹介)(第三二八四号)

同(石野久男君紹介)(第三二八五号)

同(石山權作君紹介)(第三二八六号)

同(内海清君紹介)(第三二八七号)

同外一件(久保三郎君紹介)(第三二八八号)

同(小林進君紹介)(第三二八九号)

同(鈴木一君紹介)(第三二九〇号)

同(田中角榮君紹介)(第三二九一号)

同(古井喜實君紹介)(第三二九二号)

同(加藤高藏君紹介)(第三二九三号)

同(石山權作君紹介)(第三一九九号)

同(大貫大八君紹介)(第三二〇〇号)

同(堤ツルヨ君紹介)(第三二〇一号)

同(石山權作君紹介)(第三二〇二五号)

北海道開発局定員外職員(定員化)に関する請願(石山權作君紹介)(第三二〇二六号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第三二〇九三号)

同外一件(塚本三郎君紹介)(第三二〇九四号)

同(三鍋義三君紹介)(第三二〇九五号)

同(木村守江君紹介)(第三二一五二号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(田中角榮君紹介)(第三二〇六〇号)

同(福家俊一君紹介)(第三二〇九七号)

公務員の扶養手当改訂に関する請願外一件(石山權作君紹介)(第三二〇九八号)

同外三件(栗林三郎君紹介)(第三二〇九九号)

同(鈴木一君紹介)(第三二一〇〇号)

同外一件(栗林三郎君紹介)(第三二一〇一号)

同外一件(栗林三郎君紹介)(第三二一三六号)

期末手当増額等に関する請願外三件(栗林三郎君紹介)(第三二一〇二号)

高学歴教員の俸給是正に関する請願外三件(栗林三郎君紹介)(第三二一〇三号)

同(栗林三郎君紹介)(第三二一〇四号)

農林省定員外職員の定員化に関する請願(井伊誠一君紹介)(第三二一〇三二号)

同(大貫大八君紹介)(第三二一〇四号)

同(片島港君紹介)(第三二一〇五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第三二一〇六号)

同(神近市子君紹介)(第三二一〇七号)

同(北山變郎君紹介)(第三二一〇八号)

同(小林正美君紹介)(第三二一〇九号)

同(佐々木更三君紹介)(第三二一一〇号)

同(山中幾三郎君紹介)(第三二一一一号)

同(中井徳次郎君紹介)(第三二一一二号)

同(西村力弥君紹介)(第三二一一三号)

同(古井喜實君紹介)(第三二一五三三号)

同外一件(山下春江君紹介)(第三二一六三三号)

同(櫻井奎夫君紹介)(第三二一〇五号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第三二一〇六号)

同(八百板正君紹介)(第三二一〇七号)

同(阿部五郎君紹介)(第三二一三四号)

労働省定員外職員の定員化に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第三二一〇四号)

住宅手当制度化に関する請願外一件(井出太郎君紹介)(第三二一五五号)

同一市内公務員の暫定手当不均衡是正に関する請願(柳田秀一君紹介)(第三二一五六号)

建設省地理調査所定員外職員(定員化)に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第三二一一二号)

農地被買収者問題調査会設置法反対

に關する請願外六十四件(高田富之君紹介)(第三三三三一号)

同外七件(高田富之君紹介)(第三三三三三一号)

暫定手当の本俸繰入れ促進等に関する請願(坊秀勇君紹介)(第三三三三七号)

建国記念日制定に関する請願(松岡嘉兵衛君紹介)(第三三三八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農地被買収者問題調査会設置法案(内閣提出第一六一号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

国の防衛に關する件

○内海委員長 これより會議を開きます。

農地被買収者問題調査会設置法案を議題とし、質疑を許します。原健三郎君。

○原(健)委員 私は、この調査会を総理府の付屬機関として設置して、一体何を調査しようとしておるのであるか、その点をお聞きしたい。

○松野政府委員 提案理由にも御説明

申し上げましたごとく、農地改革によりまして相当大きな変動があり、その後農村における社会問題としてこの問題がいまだに相当大きな場面を占めておりますので、その実態を調査するのとはより以上必要なことだと考えます。なお総理府に設置いたしましたことは、農林省そのもの考え以外に、その他に波及する場面が非常に広範囲にあるかと存じまして、総理府に設置することが妥当だと考えて総理府に設置をいたしましたのであります。

○原(健)委員 農地解放の結果、その実態調査とおっしゃられるが、実態というのとはどういふことか知りませんが、第二条によると「農地を買収された者に関する社会的な問題」といふふうなことを書いています。実態調査と社会的な問題というのとはどういふ関係があるのか。

○松野政府委員 実態の調査といいますが、御承知のごとく今日その大きな変革によりまして多数のいわゆる被買収者の方がおられますので、その方たちの農村における地位と今日の生活の状況というものの実態調査でございます。第二番目には、その実態調査をした上で、この問題はあえて被買収者のみならず、今日農村における一つの社会問題として、ある場合にはいろいろ宣伝をされ、お互い同士非常な不安な状況をかもしおる地域もございまして、そういうものに対して一応の終止符を打って安定をさせたいというのがねらいでありまして、あえてこの問題は被買収者の方ばかりにあらずして、農村の大きな問題として今日現存していることは事実でございますから、その両面を勘案してこの調査会

運営をしていきたい、こう考えております。

○原(健)委員 その実態を調査して、農村の生活に不安を来たしておるもの、言いかえれば安定を欠いておるものを調査して善処したい、こういうお答えですが、それでは今までしばしば言うておるように、被買収者と一般の農村と両建てでやるとおっしゃられるのですが、われわれから見れば一般の方面についてはこれは農林省で多年やっておるし、ことにわれわれの強調したいのは、自作農創設特別措置法というふうな法律によつて、ほとんどただ同然に土地を取り上げて、それに基因して生活の困窮、社会不安を来たしておるからこれを主としてやらなければならぬ、すみやかに解決すべし、こういうことを言うておるのですが、それと主とするのか、一般の農村も入れてみると問題が広がってしまつて、どれがどれかわからなくなつておるおそれがあると思つておるのですが、どうでしょう。

○松野政府委員 一般の農村を入れるという意味は、被買収者問題がややもいたしますと未解決なために、その波及的意味においてある場合には旧地主が自作農を取り上げるのだというがございまして、この問題はあえて被買収者ときどき宣伝もなきにしろあらず、これは必ずしも農村の安定的な今後の経営ではない、そういう意味で申し上げたわけでも、もちろんこの法案そのものは被買収者を対象とした法案ですが、この問題を取り上げなければならぬ理由というものは、すべての農村に大なり小なり大きな社会的問題が現存するといふ意味で申し上げたわけ、この調査会そのものは被買収者に対して実態調査をして、いかなる対策あるいはい

かなる方向というものがあるか、おのずから結論は出て参りましょう。しかし社会的問題という意味で、これは被買収者の問題ではございしますが、その他に影響するところも大きくございしますので、自作農に不安を起さないように、今後農地に対する農民すべての不安をこの際一掃したいという意味においては、これは農業政策として大なり小なり大きな影響があることは事実でございします。しかしさしあたり今回一番大きな核心である被買収者問題に早く終止符を打ちたいという意味で取り上げたということは、広く言うならば、これは大きな農村の社会問題である、こう考えております。

○原(健)委員 生活の不安、動揺というふうなものを防ぐという、そういう意味においては社会的問題とおっしゃられるのですが、それではただそれだけにとどまるのであつて、土地をただ同然に取り上げられて困窮しておるといふ人もあるだろうし、いろいろ困つてゐる人もあるのだから、単に社会保障というふうな立場ないしは社会政策でこれを助けてやるというふうな、貧民救済的なことだけで事が済むといつたようにお考えになるか。われわれとすれば、それなら、そんな貧民救済といふようなことだけではなくして、少なくとも政府の農地改革——改革それ自身はよろしいのだが、あまり安い値で、ただで取り上げられたと同様であるから、それに対して若干の考慮を払うのが当然である。ただ貧乏人を救うといふことだけで事足りるといふのは、これはなほだ解せないのですが、その点はいかがですか。

○松野政府委員 いわゆる難民救済といふことだけでは、あえてこの調査会を作るといふ意味はございしません。現行でも社会保障の問題でございしますらば、あるいは難民救済と踏み切るならば、それは厚生省で所管することが妥当かもしれませんが、そのような意味にあらずして、そういうふうに取り上げたというのには、そういう難民救済という意味で取り上げたわけではございしません。いろいろの問題がございしますが、そういう問題を含めて、総理府にこの調査会を置くべきだといふ議論は、難民救済というふうな簡単な意味でこの問題を取り上げたわけではございしません。どうぞ一つ、その内容の審議は今後でございしますが、精神としては、そういう難民救済という意味でこれを取り上げたわけではございせんので、御了解願いたいと存じます。

○原(健)委員 それでは難民救済だけにとどまらずして、農地被買収者問題を特に取り上げてやるというのであるから、われわれ極端に言うると、農地に対する国家補償をせよという議論もある。これは御承知の通りである。そこで、私どもも強く言わないにしても、難民救済と被買収農地の国家補償、その中間くらいのところをねらう、こういうふうに了解してよろしゅうございませうか。両方勘案したような……。

○松野政府委員 難民救済でないことはたまたま申し上げました通りでございます。同時にまた、農地改革のような農地の大きな変動を再び起すということは、今日の農村政策としてなかなかできないことであるから、それを勘案して、問題が相当広範囲でございしますから、その範囲内において各種

の学識経験者の意見と世論の動向を見てこの調査会の運営をはかりたいというわけ、私がここで結論を申し上げるにはなほ膨大なものでございませぬので、そういう考えのもとに調査会を置いて、その調査会の審議の結果を待つ以外にならう、一がいこうだああたと断定するには非常に問題が大きいのではないかと、こう考えます。ただいま原委員のおっしゃる通り、私がそうだとおっしゃるものも、もちろん御趣旨のようなものがこの調査会で第一に議論されることは当然だと存じますが、まだ調査会を設置いたしません前に、私があたこうだというわけに参りませぬ。今、原委員のおっしゃるようなことは、もちろん調査会の中で重要ななを占めるものだと存じますが、私があたこうだするわけには参りませぬ。

○原(健)委員 これで大体政府の意図がわかりました。調査会において大体的な意図に沿って調査に乗り出す、こういうわけでありませぬ。それでこれはわかりました。

次に第二にお尋ねいたしたいのは、農地の被買収者の実態の調査をやる、さらに農村の一般的な不安もあわせて調査して除去する、範囲は広範なものであるとおっしゃる。けつこうであります。大いにそういう趣旨でやっています。ただきたい。それでお尋ねしますが、一千万円の予算でそういう大事業がやられるとお考えであるか、それをお尋ねしたい。

○松野政府委員 調査会の予算は、農林省と総理府と合わせて大体一千万円になります。一千万円の金額が多いか少ないかという議論はいろいろござい

ますが、総理府でやっております調査会の中には、八十万円くらいから二百万円、三百万円というのがある。実は調査会の予算としては、大体その程度で現実には各種の調査会をやっております。観光事業調査会という相当日本の大きなことをやっておるのがあります。調査会そのものの運営の予算というものはわずかに百五、六十万円程度のものでございませぬから、私の方の調査会から申しますと、これはどちらかというと、スタッフとしまして、人員としまして、最大の調査会でありまして、調査会そのものの予算の金額よりもこれは成果は上がると私は存じますが、調査会そのものの予算はおそらく一番大きな部類に属すると私は考えております。

○原(健)委員 それは私どもは解せないで、調査会というのによつて、調査の目的、やる範囲、やることによつて予算をきめるべきであつて、あの調査会が三十万、この調査会が八十万、百五十万、だからこれも一番多くて一千万円よろしい、こういう議論は成り立たない。問題によつてきまる。ただ調査会を置いて、特別の調査会のメンバーが二十人なら二十人でやるだけなら、これはお茶菓子でも出して、総理府の事務所を借りてやるならたいていできます。これは旅費を出さなくても来てくれますし、こんなのはもう五十万円でよろしい。しかしこれはそれとは違ふ。農村の実態の調査をやるといふ。さらにここに専門調査員を十名置く、これを補佐するために幹事を十名置く、委員を二十名、合わせて四十名でこの広い日本の農村をどのようにして調査するめがあるか。私はめどな

んかはないと思う。引揚者のときにやったのですが、カードを配って全国の農家に調査事項を書いてもらうとか、なんとかの方法でやろうと思えば、カードの印刷費、カードの配付だけでも一千万円くらい要してしまふ。この一千万円というのはほんの事務費であつて、調査の費用とかなんとかいふのは、別に予備費からでも出してもらわなければやれないと思うが、どうでしょう。

○松野政府委員 御趣旨のように、調査のやり方によつて経費というものはおのずから変わつて参りますが、たいてい調査会そのものの運営費としては一千万円あれば十分やれると思ひます。もちろん実態調査をする、出張調査をする、あるいは農村に出かけていろいろ調査をするということになりますれば、おのずから経費はその調査によつて変わつて参りましよう。そのときは当然この予算というものは、あの程度他から流用しても使わなければならないかもしれませぬ。同時に、この事務は農林省を使ひますが、実際の事務は農林省を使ひますが、農林省の手足、総理府の統計、すべてを動員いたしますれば、一応出資にはこの程度で十分やれるのではないかと。もちろんその調査の内容によつて、これをやれあれをやれと他に波及いたしますれば、おのずからこの予算というものは、おのずかによつて考えなければならませぬが、さしあたり出発においてはこれで十分やれる、こういう意味で私は申し上げたのであります。もちろんこの調査が進みますれば、委員の中から、ああいう調査をしるこつちう調査をしるこつちうことは出て参りましよう。

○原(健)委員 その点はわかりました。出発に際しては、いわゆる調査会の運営費としては一千万円でけつこうであります。あなたのおっしゃるからおっしゃつた農村のこつちう実態の調査と云ふことになると、委員二十名、専門調査員十名、幹事十名の四十名でやいやい言つて東京で話し合ひをしておつたら、これは一千万円も要らないう。五十万円でいいでしよう。

調査会でお茶菓子を出せばけつこうでございませぬ。そんなふうではなかなか調査もできない。これをさらに農林省の手下を使うことにしても、出先機関を使うにしても、この法律には資料の提出や説明で協力を求めることができるとある、けつこうなことである。それを各行政機関の長に対して、たとえば知事とか市町村長とかいふものに資料を要求しても、実際に動いて農村の実態調査をやるのは、総理府の調査会の委員や専門調査員や幹事が四十名くらいでは、幾ら名論卓説が出たつて、それだけでは何とも調査にならぬ。それから先のこと調査なのに、そんなものを始めて議論してみたいと、さつこうか。あなたがお尋ねに趣旨説明のところでおっしゃつたように、実態調査、それだけの事です。そうするとそれが一千万円では足りない場合には予備費からでも、調査会で意見

が一致したら善処してすみやかにやると、こつちう意味ですか。

○松野政府委員 さようでございませぬ。この内訳は、人件費が百七十一万、審議会運営費が四百二十八万、調査委託費が四百万、合わせて一億一千万円を予定いたしております。もちろんこの問題は最初のことでございますので、どういふ問題があつてどういふふうに進むかといふことはこの後の問題でございませぬが、さしあたり調査会の運営としては一億一千万円を出発できる、そういう意味でありませぬ。もちろんいろいろな問題が出て参りますれば、おのずからその内訳は予算というものが変わつてくることも仕方があると思ひます。それは一つ御了解願ひたいと思ひます。

○原(健)委員 一千万円を出発する、それはよくわかりました。それから農村の実態調査をするときに、実態調査をやるといふことをこの委員会で決定したそのときには、別に費用は政府において考慮していただく、こつちうことです。

○松野政府委員 もちろん予算の内容あるいは調査の実態によつて運営が困難な場合には、財政法の示す通り、予備金あるいは来年度の予算というものは、おのずから出てくることは当然であります。今日の場合には、私はこれで出資いたして支障はない、こつちう考えでおります。

○原(健)委員 次に、ちよつとこまかくなりませぬけれども、「委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」委員は、非常勤といふのはけつこうでございませぬが、学識経験者といふのは何か基準があるので

すか。今までは国会議員も数に入れた
りしてしたが、これは入れるつもりか
入れないつもりか、政府原案ではど
ういうふうになっているのですか。

○松野政府委員 学識経験者という言
葉がたびたび出ますが、この調査会及
びこの問題についての学識豊富な方、
また同時に経験の豊富な方、この二つ
の意味を含めて学識経験と申し上げて
おります。なお特に国会議員の方を任
命いたしませんでも、学識豊富な方は
当然お入りいただくし、経験豊富な方
もお入りいただくので、あえて国会議
員というワケをきめるより、より以上
広い範囲で人選ができるのではなかろ
うか、ことにこれは新しい問題で広範
な問題でありますので、私の方は広い
意味で学識経験者という意味で、この
委員の選任に当たりたいと考えておりま
す。

○原(健)委員 この提案理由の説明に
よりますと、農地改革を是正するとい
う意味の補償は考えられない、被買取
者に関する社会的な問題についてその
実情を明らかにするとともに、何らか
の措置を講ずる必要がある、こういう説
明であります、この場合にこの調査
会において結論が出て政府に答申され
ます。その場合に政府はその調査会の
答申を十分に尊重してこれを実行する
の用意がありますかどうか、それをお
伺いしたいと思います。

○松野政府委員 調査会の答申が出ま
したら、もちろん政府は十分に尊重を
いたすつもりであります。
○原(健)委員 これは総務長官もよく
御承知の通り、過去数年間もみにもん
できた問題であります。全国的にも非
常にセンセーションを起した問題であ

ります。それで一般の世論からいう
と、すみやかに結論を出して政府の善
処を要望したいという声があるが、こ
の法律によると二年ということになっ
ておる。われわれの要望としては私は
一年間に実態調査までやっていて、昭
和三十四年度予算にその答申に基づい
て予算的措置、あるいは法的措置等を
十分に考慮してもらいたい。それほど
急いでおるのであるが、政府は早けれ
ば早いほどよいという意思である
か、二年間にやるといふものである
か、その点はどうか。

○松野政府委員 今回各種の調査会法
案を出しましたが、ほとんど一応二年
というのが常識的に一番妥当だと考え
て二年を出しましたので、二年間待て
という意味ではもちろんございませ
ん。従ってわれわれも一応二年間を目
途としてこの調査会を発足するとい
うのがほかにたくさんございませぬ。
あつち一年でも半年でも早く答申が出
るならばそれに越したことはありませ
んが、一応この調査会を一年間に切っ
て、さらに延長するということもなき
にしもあらずと考えて、また三年も長
過ぎるといふので、二年というまん中
をとったわけで、これはあえて答申を
二年後に提出するという意味では毛頭ござ
いませぬ。

○原(健)委員 わかりました。
○内海委員長 それでは国の防衛に関
する件について調査を進めます。
質疑を許します。保科善四郎君。
○保科委員 大蔵省の管財局に伺いま
す。昨年の十二月十八日に旧陸海軍の
施設の処理がどういう工合になってお

るかということをお伺いいたしまし
た。それについていろいろ答弁があつ
たのでありますが、そのうちでどうい
うようにその後処理をされたかとい
うことを二、三伺いたいと思つた。
第一は、市瀬説明員は、多賀城の旧
海軍工廠用地については東北財務局に
おいて徹底した調査を開始した旨答
えられておられます。これが一体どうい
う状況になっておるか、その調査
○市瀬説明員 昨年の当委員会にお
いて私が御答弁申し上げました多賀城地
区の調査の点でございますが、そのと
きにも当委員会、後日その結果を報
告することを御指示いただいたのでご
ざいまして、ただいまのところではま
だ中間的な報告しかできないことを最
初に申し上げます。その中間報告にお
きまして申し上げられますのは、東北
財務局において徹底した調査を進め、
それが計画通り順調に進んでいるとい
うところでございます。ではどうい
う調査をしておるか申し上げますと、
当時の海軍が農地その他の土地を買収
いたしました、たまたま登記の移転が
なされておらない、こういう案件につ
きまして、当時の買収関係の登記及び
土地台帳等について逐一調査を進めて
おるのでございます。それで第一作業
を各字ごとに一筆ずつ調査を進めてお
りまして、現在四十六の字のうちで四
十五調査を終りまして、字限り図とい
うのを作成して、一筆の土地ごとにど
ういう買収が行われたかということ
書き込んでおるのでございますが、そ
の字限り図写しの作成が四十六字のう
ちで二十八字完了いたしております。

そうして、そのただいま中途まででき
上りました字限り図の写しを持って現
地へ参りまして、実際に照合調査をす
るのでございますが、これは元海軍の
買収関係で二十一口座になっておるの
でございますが、そのうちの十一口座
でございます。そのうちの十一口座に
ついて買収の時期とその買収にかか
る土地との関係を調査を進めておりま
す。大略そういうような調査で、全部
完結いたしましたならば、どの程度の
土地について国が正当に買収したもの
であるか、あるいは疑問のものが出る
かどうかということが判明することに
なるかと存じております。

○保科委員 この前も私質問をいたし
たのでありますが、その中でなお登記
が済まずに税金を納めておるとい
う者があつて、それについては国有財産に
対する固定資産税ではなくて、ほかの
方の税金だろつたというようなお話があ
りました。何かそれについて調べら
れたことがございますか。
○市瀬説明員 その問題についてはま
だ調べておりません。

○保科委員 これが一番問題になつて
いるわけなんです。これは単に多賀城
だけではなくて、松島航空隊の飛行場
の中にもやはりそういうケースがあつ
て係争になっております。こういうよ
うな戦時に協力した者に対して、どう
も政府の財産を預かっている方が非常
に思いやりに足りないのではないかと
いうような感じがしております。
○市瀬説明員 そういうような方に
対しては、そういうような係争にする
ということがどうもおかしいのであつて、
親切に世話をしやればこれはわかる
ことなんですから、そういう点につい

て私はずっと——これはもうすでに十
二月の十八日に私はそういうことを指
摘をして、特に委員長からもその点に
ついて口添えをされているはずなん
ですが、今もって何らの処置もされな
いというところは、この点に対しては国
有財産にからまつている問題ですか
ら、そういう問題について、係争問題
なんかにはないように、一つ特に私は
管財当局に御注意を申し上げたいと思
います。同時に私はそのときに、全国
にわたつてこういう問題がある。私の
知つてるところではやはり小松の海
軍航空基地もこういう問題があるとい
うことでございます。全国にわたつて
こういう処理がどういふようになって
いるかという一連の処理に関する
調査をされて、その報告を委員会に
してもらいたいということをお願いして
おつたのですが、ほかの方に対する調
べをどういふようにされているか、そ
れを伺いたい。

○市瀬説明員 ただいまの地方税関係
のことについて話がございましたが、
実はこの問題は先般もお答えいたした
ように、地方税の徴税当局が誤まつて
課税したものである。でありますから
その事実をたとえば私どもの方へお話
していただければ、国も当該市町村に話
をしまして、市町村税の還付方をあつ
せんいたしましてしようということをし
上げたと思つておりますが、現在でも
そういういわば受け身の態度でござい
ますので、保科先生からおっしゃいま
したような積極的な調査はしておらな
いのでございます。固定資産税を誤
まつて課した、あるいはその他これに
関連して地方税が課せられたという問

問題は、旧海軍が買収したけれども国に登記を移していなかった財産の問題からやはずれるのではないか、こう考へておるのでございます。なお私もとしまして、できるだけ現地の皆さんとの話し合いでこの紛争と申ししますか、問題になっている点を解決していきたいと考へておるのでございまして、その意味におきましても当時海軍が適法に買収したのであり、その買収した土地は土地台帳の付属図ではこうであつて、現地ではここであるということをはつきりして御納得をいたさく、こういうためにたとえば東北財務局におきまして多賀城地区の徹底的な調査をいたしておる次第でございまして、何分にもこういう関係の仕事は時間がかかりますので、まだ完結しておらないという次第でございまして。なお全国的にどうかという御質問でございしますが、このような例は全国にまだかなりございまして。私も先般当委員会でお話ございましたので、一月に部内の部長会議を開きまして、そのときに今年の一つの処理方針として、国有財産で未登記のものは登記を早急に移転するか、とにかくこの問題を早急に解決するようにというところを指示いたしました。現在各財務局、全国に十ありますが、その財務局及びその末端であります財務部出張所においてその作業を進めておりますが、その中には一部訴訟に係属となつておるものもございまして。ごく最近の事例といたしましては、九州の熊本及びこの多賀城地区におきまして三つの判決が出たのでございますが、大体において国の持つております荒れ渡り書及びもとの地主の移転登記承諾書があ

りますケースにつきましては、国の所有権が認められておる次第でございまして、これが一つの初例となつておりますので、今後全国的に未登記財産の処理に当つては、これだけの資料が整備できるかどうかという点が、一つの重要な解決のポイントになつておるかと思つております。

○保科委員 私こういう質問をしていられるのはどういふところに考へがあるかというのと、旧陸海軍の施設はいろいろな国の防衛の面から当時決定され、しかも日本が将来独立国として防衛をやつていく上においてかけがえない場所が相当多いわけですから、こういうような場所をきわめて適正に処理していただくことは、その土地の住民の協力を得る上において非常に必要なことです。それにもかかわらず、ただいま私が御質問いたしましたような状態になつており、しかもそれが解決されずに訴訟されたままで持つていかれる、そういう処理をするということとはすこぶる國の将来のためによくないことだと思つて、私はこういう質問をいたしておるわけですから、何も上手な答弁を私は求めようというのではないのです。まじめに国民に対して親切な思いやりのある解決をするという方針でもつて、こういうものを処理してもらいたい。いろいろの事情があるので、すけれども、誠意をもつて解決すれば、訴訟にまででしなかつたってこんな問題は片づくと思つて。先ほども農地補償の問題が問題になつておるのであります。荒廢しておつてそれを公共の用に使わないのだったら、やはり返してもらつて農地に使いたいというような要望も

あるし、ずいぶんひどい目にあつて、しかも今もつて税金を払わされておるから、そういう問題に対しては若干の再補償を考へてもらいたいというようないふ強い要望もあるわけですから、そういう気持もやはりくんで、こういう問題を早く親切に処理してもらいたい。それが住民の協力を得る重要な要素にもなる。将来こういう場所を防衛庁あたりが使うというふうな場合にも、そういう係争問題になんかなるといふことでは、私は住民の十分なる協力は得られないと思つて。これは全国にわたつてあることですから、しかも十二月十八日にその調査をして、大体の要点をここに提出してもらいたいといふことを要請してあるのではありませんか、そういう意味でこの問題の一つ促進をして

○市瀬説明員 未登記財産の処理問題の促進方につきましては、ただいま御質問いただきましたことに全く同感でございます。鋭意促進に努力いたしたいと思つておられます。なお大蔵當局といたしまして、地元の方と積極的に事をかまへ、あるいは紛争に持つていく、訴訟に持つていくといふことは決してとつてはならないのでございまして、できる限り話し合いで解決をするという方針をとつておりますが、ただ旧陸海軍が買収し、使用しておつた財産は、大蔵省に引き継がれた場合に、これは適法なる行為によつて國が取得したものであり、その国有財産の適正なる管理処分を大蔵省が担当しておるのであるといふ考へ方から出ておるもので、未登記であるという事実だけで国有財産から落してしまふといふわけにも参りません。この関係で國

の主張といたしましたのは、一応これは國のものであるといふ主張をしておりまして、そうして元地主の方から、あるいは登記の名義人の方から、これは自分のものであるといふ主張がなされたときに、十分話し合いをしまして、國の持つてゐる証拠等も見せまして、そうして國に登記を移していただくというふうな線で進めておるわけでございます。

○保科委員 先ほど来のお答へによりまして、まだ多賀城地区の調査も十分進んでいないといふこととありますが、住民はやはり相当困つておるやうに私は聞いております。従つてこの問題を促進する意味において、多賀城、松島地区に対して本委員会から若干の調査団を派遣されまして、一つ現場を調査するようなお取り計らいを委員長においていただきたいと思います。以上を要請をいたしまして私の質問を終ります。

○内海委員長 いただいた保科委員の質疑応答を聞いておりますと、これはまことに重大な問題であります。政府御当局の御答弁もまだはつきりしておりません。従つて國政調査の方法をもつて当委員会より委員を派遣して調査するといふ点については同感であります。いづれ適當な措置を講じまして御期待に沿うようにする考へでござい

○内海委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本案に関する質疑は終了しました。

本案に対し、岡崎英城君外十八名より、自由民主党提案にかかる修正案が提出されております。この際、本修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条中「改正後の行政機關職員定員法(以下「新法」といふ。)」を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。
(定員の特例)
第二条 改正後の行政機關職員定員法(以下「新法」といふ。)) 第二条第一項の規定にかかわらず、職員定員に別記に法律で定めるまでの間は、各行政機關の職員定員は、政令で定める各行政機關別の員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

2 前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

3 政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の後最初に召集される国会に提出しなればならない。

○岡崎委員 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対しては、修正案を提出したいと思っております。本修正案は、自由民主党の提案でございます。案文の内容は、お手元にお配りいたしてありますので、これを朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十四年四月一日から適用する。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条中「改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)」を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。
(定員の特例)
第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、職員の定員に別記に法律で定めるまでの間は、各行政機関の職員の定員は、政令で定める各行政機関別の員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

2 前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

3 政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の後最初に召集される国会に提出しなればならない。

提案の理由は、御承知のように現在行政機関職員定員法のワケ外にある常勤勤務者中、その職務の性質及び勤務の実態において、定員法上の職員とはほとんど異なるものが多数に上っておりますが、これらの定員外職員の定員化問題は、去る第二十二国会以来の懸案事項でありますので、昨年に引き続き本年も可能な範囲で定員化をはかりたいと思っております。

その要旨は、第一に、今回定員化するものとなる五千四百名の増員は、行政機関職員定員法に基くものであります。その総数の中には農林省統計調査部職員百名の優先配分及び地方自治法附則第八条に基く職員をこれに含むこととしております。ただし各行政機関別の配分についてはこれを政令にゆだねることとしております。

第二に、四月一日の施行日を公布の日に改め、適用を本年四月一日とするものであります。以上であります。○内海委員長 本修正案について質疑はありませんか。御質疑がなければ、これにて本修正案についての質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。別件に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○内海委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

○内海委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は可決いたしました。

これにて行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は修正可決いたしました。

○内海委員長 次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。御質疑はありませんか。御質疑がなければ、これにてただいまの三案に関する質疑は終了いたしました。

それ提出されております。この際各修正案を一括議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。(給与の内払)

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「公布の日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。」に改める。

附則第八項中「同年四月一日から同月十日までの間において」を「この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日から十日以内に改める。」

附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項中「昭和三十四年四月一日において」を「この法律の施行の際」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十一項の次に次の一項を加える。(給与の内払)

12 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

○岡崎委員 給与関係三法案に対しまして修正案を提出いたします。案文はお手元にお配りいたしてございますが、その内容の朗読はこの際省略させていただきます。

各修正案の要旨はいずれも施行期日にかかわるものでありまして、給与関

係三法案の審議が他の法案の審議との関係上おくれまして、政府原案の施行期日である昭和三十四年四月一日をすでに経過いたしておりますので、これを公布の日に改め、四月一日から適用することといたすほか、所要の経過規定を置いたのであります。御賛成をお願い申し上げます。

○内海委員長 本修正案について御賛成はありますか。
〔なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御賛成がなければ、これにて各修正案についての質疑は終了いたしました。

これより三法案及び各修正案を一括して討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案、特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案に対する修正案を一括して採決いたします。各修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって本修正案はいずれも可決いたしました。

次に、ただいまの各修正部分を除く各原案を一括して採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって各修正部分を除く各原案はいずれも可決いたしました。

これにて一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特

別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、いずれも修正可決いたしました。

○内海委員長 恩給法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。保科善四郎君。

○保科委員 私には松野総務長官に対して伺いをいたしたいと思っております。

昨年の四月四日の本委員会におきまして、委員長から、なお解決を要する問題として、遺家族公務扶助料の倍率及び支給条件等のは正、傷病恩給の間差、等差及び他の恩給との不均衡は正、仮定俸給、抑制措置のは正、文官恩給に内在する不均衡は正、旧軍人等恩給失権者に対する加算制度の実施の問題、旧海軍特務士官の仮定俸給基準のは正、元満洲国等外国政府職員の実施、金鶏勲章年金受給旧軍人に対する処遇改善等がありまして、これらの点について政府の明確なる答弁を求めると、委員間から御指摘の点についてはいずれも検討すべき問題が包蔵されておるのであります。政府としては十分検討の上善処いたす所存であると答弁をされておるのであります。この際重ねて松野総務長官から問題解決の熱意を披瀝いたしまして、政府の本問題に対する態度を明確にされたいと思っております。特に最後の金鶏勲章年金受給旧軍人に対する処遇改善に関しましては、その該当者が日清、日露、日独戦役等におきまして、国家の任に應じて殊勲を立てられた方々であって、いす

れも老齢でその数も非常に少ないのでありますから、格別にあたたかみのある措置が至急必要であると考えられるのであります。特にこの点につきましては具体的に御答弁をお願いいたします。と思っております。

○松野政府委員 お示しの点につきましては、政府としても引き続き検討を進めております。戦没者の遺族のための公務扶助料の支給条件の改善、戦傷病軍人のための傷病恩給の支給条件の改善、文官、軍人恩給を通ずる仮定俸給抑制措置のは正、あるいは旧軍人の加算年に関する要望等を内容としたこれらの問題は、いずれもかなりの財政負担を伴う性質のものであります。またその他のものにつきましても、その処理方法のいかんによつては、他に波及関連し、新たな不均衡を生ぜしめる性質のものがありますので、昨年の増額の実施第二年度として、恩給費予算が前年に比して百億余増加している今日、今直ちにこれらの問題の解決を求めるとはなほは困難な事情にありまして、給付の公平という見地から、当然政府として処遇すべき事柄につき、御趣旨に沿うよう、その実現を目的として検討を進めております。

なお最後の金鶏勲章年金に關しましては、法律そのものが失権をいたしておりますので、直ちにその金鶏勲章そのものを復旧するということは、立法の技術においてやや困難な問題を包含しております。しかしながらすべてこのうい問題、過去の日本の歴史から考えて参りますと、今日相当高齢でもあり、数におきましても一万そこそこを数えるというくらいのごときでございますから、政府としても当然、過

去を直ちに復活するという意味にあらざるも、何らかの方法をもってこの処遇に關しては検討を進むべきものだと考えております。

○保科委員 ただいまの御答弁で大体政府のお考えがわかりました。どうぞ一つでございだけこれを促進するようをお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

○内海委員長 高橋等君。

○高橋(等)委員 ただいま保科議員から恩給法の問題点につきまして御質問があり、政府から御答弁を承わったのであります。私はどうも御答弁が少なまぬるのではないかと、いふようにならぬいふところを残念に思っています。保科君はお願いをされましたが、私はお願いでなしに、ぜひともやれというところを、当内閣委員会の委員として政府に要望をはっきりいたします。それでいろいろ問題がございますが、従来あまりはつきりされておらない、ここであまり議論されておらない問題の一つが、例の加算制度の問題でございます。時間もあまりないようでございますから、ごく簡単に要点だけの御質問を、総務長官並びに恩給局長に対して明確にしておきたいと思っております。それといふのが、加算制度といふものはいわゆる旧軍人に関する加算であります。戦争へ行きまして早く内地へ帰った人には恩給の既得権がつき、年令が来れば恩給がつく。ところが長く戦地におられます。これは体が丈夫だからとか役に立つからとかいう人もないが、あつたようですが、とにかくおそく戻ってきた場合、恩給法が

のが認められないために失権しておる。しかもその大多数は赤紙の応募者です。非常に不公平なことが行われておると思つております。その点は率直にお認めになりますかどうですか、まず伺つてみたいと思つております。

○松野政府委員 終戦前に帰った方には加算がついておる、終戦後に帰った方には加算がつかないというふうなお話ですが、私も実は終戦後帰って参りましたが、加算はついておりますが、ただいまは加算制度がないために復活しておりません。従つてその当時の状況はいろいろ差がございます。しかしながら概かある一時点を考えて参りますと、公平だとか均衡があるものだと私は考えておると思つておる。ちやうどそのある時点をとりまして、それを境として戦争前と戦争後という区切りをつけ

たために、そのすれすれの線にありまは、これは比べて参りますれば不均衡だといふ点は、私も率直に認めておるつもりであります。

○高橋(等)委員 総務長官は少し口数が多いものだから、誤解を受ける場合があるかといふこと、さういふすれすれの場合とかがいふこと、戦争が済んで帰った人は、恩給権がなくなつておるものだから、恩給がつかない。それが大多数で、全国で七十三万人の人が恩給がついていない。こういうことは、さつき申されました不公平があるといふこと、私はさういふふうにお聞き取りいたしておいて差しつかえありませんか。すれすれとかなんとかでなしに、はっきりその点は——恩給等調査会におきまして非常に不公平なことだといふことを申しておるのであ

ります。その点もう一度確認しておきたいと思ひます。

○松野政府委員 率直に申して、必ずしも均衡がとれておるとは考えておりません。

○高橋(等)委員 まあそのぐらいにしておいて、恩給等調査会において、この加算についての意見が答申されておるのであります。加算については、集約的に申せば、財政的の見地と一般国民感情を考慮の上決定をすべきものだというのを申しておるのでございませぬ。それでこの財政上の問題ですが、これは恩給局長に伺った方がよいと思ひます。今加算をやれば、そのやり方にもいろいろありますが、いわゆる戦地加算の復活というような考え方でやっています。一体今やればどれくらいかかるのか、ピークはいつがピークであつて、幾らくの予算があれればやれるのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○八巻政府委員 恩給加算に関する制度を大体普通通りに実施したいとした場合に、どのくらい金がかかるかというお尋ねだと思ひます。この対象者は、当時調査いたしましたものによりまして約七十五万人、これに對して初年度は二十四億、ピークはそれから十七年後の、たとえば昭和三十四年度、今年度を初年度といたしますと、昭和五十一年度がピークと相なりまして、そのときにおける所要額は百十七億、こうなります。

○高橋(等)委員 この恩給は、年々減つて参ることは申すまでもない。恩給が非常にふくれておりますが、遺族恩給あるいは文官恩給につきましても、恩給というワケにおいては次第に

減る。ことに遺族、傷痍軍人等の終戦処理としてやられた恩給は、非常に減つて参る。そこで昭和五十一年の百十七億という数字は、将来、財政上の禍根はますまいのだというように――

まあ財政上の負担はあるが、そのために恩給費が非常にふえるものでないということが言えると思ひますが、これもあわせてお考えを承わつておきたい。

それから国民感情を云々ということ言つて、これが私にはわからないうのでございませぬ。戦地へ行つて生きて帰つた連中、これがもし敗戦の責任を負うと判断するとすれば、これは非常な間違ひでございませぬ。とにかく国家のために生死一重のところで戦つてきた。しかも運の悪い人は敵の矢だまに當つて英霊となり、あるいは傷痍軍人となつて居るのであります。たまたま運がよくて帰つてきた、心身を戦争のために使い切つて、そうして犠牲を払つて帰つて来た人が、むしろ不平等な待遇を一方で受けておる。財政上の見地から見れば、そんなに苦痛と考へるほどの問題でもない。従来恩給の問題は、遺族恩給にしても何にしても、恩給を幾らふやすかが問題であつたわけであつた。ところがこの問題は全然

恩給が出てない。権利がないのでございませぬ。私はこの加算問題についてだけの考へを申し上げておるのですが、非常に不公平な、早く帰つた人はもちろん、おそく帰つた人はどうにもならぬ、こういうことを考へると、私は国民感情というその意味がよくわからないのですが、むしろそういう人を平等に扱つていこうという方向へ持つていかなければならぬ、こゝろ私を考へておるのです

が、これらの二点について、恩給局長、また総務長官のお考えを承われれば承りたいと思ひます。

○八巻政府委員 たいだいま恩給費の財政事情もだんだん先細りになつていくだらうというお話でございませぬが、先づ十年後の見通しは、今年度軍人恩給費は九百六十八億、来年度三十五年の予想は千四百七十七億、三十六年度は千七百七十七億、それが大体軍人恩給のピークでありまして、それから三十七年度におきましては約五十億落ちる、また三十八年度に五十億落ちる、こういう経過をたどつていくと思ひます。

もちろん三十七年度、三十八年度はいわゆるバック・ペイと申しますか、過年度支出の関係の差等もございませぬので、五十億という大きな断層がございませぬけれども、その後はそれほど大きな断層はないと思ひます。従いまして御指摘の昭和五十二年という年度におきましては、その半分以下に落ちるのではないか、こういうふうにお考へておられます。

それからもう一つの点の恩給調査会の答申の中にございませぬ国民感情及び財政事情にかんがみて慎重に考慮し、今後検討すべき問題であるという点の御指摘になりましたが、非常に技術的なことで割り切りますと、この加算の対象になる七十五万という人々の中で、約三分の二、すなわち約五十分方という人が七十才未満の短期在職の方、その当時の年齢構成から申します

と、八割の方が四十五才未満の方々とあるというようなことから、若くて非常に短期の在職の方々に恩給を終身つけることはどうだろうかということ考へられるであらうかということ考へられたのではなからうかと思ひます。もちろん御指摘の敗戦責任を軍人のみに負わせることはいけないということから、昭和二十八年軍人恩給が復活したしたのでございませぬ、その点についての国民感情はもはやだんだん解消してきておる、こう考へておるわけにございませぬが、短期在職者についても、あるいは若年者についても、年金をその上に持つていくことを頭においておるのではなからうか、こう思ひます。しかしこの問題は、これは私見であるかもしれませぬが、国民年金制度というふうな一般の社会保障の水準が上つてくるということ、だんだんそうした国民感情というものにも推移があるであらう、こういうふうにお考へておられます。

○高橋(等)委員 もう一点だけ伺ひます。恩給局長が今御説明になつた国民感情云々という判断については、これはいろいろな角度から言へると思ひます。今のような表現であるとすれば、これはやはり老齢になることは相違ない。今若いからそれでいいというわけにはいかぬ。しかも一方では若い人の恩給権ができて居るのだから、それとの極端な不平等という点も考へていかなければならぬと思ひます。この点はよくおわかり下さつておると思ひますが、昭和二十八年にいわゆる軍人恩給というものが制定されま

したときに、この加算制度だけは認められなかつた。通算問題はその後解決しているが、しかしこの加算がなぜ実現しないか、非常に不公平ではないかというところ、これは遺族恩給にただし

ましたところ、これは遺族恩給及び傷病恩給が今国家財政上から考へて十分に出せない、もう少しこれを手厚くせねばならぬが、そのためには年が若く、戻つておる人についての加算はしばらくかんべんしてくれ、まず遺族、傷痍軍人が先だということ御説明があつた。われわれはこれはごもつともなことでありますからということ、この問題を見送つてきた。歴代内閣に對して質問をいたしてみますと、やはり同じようなお考えを述べられてきた。しかしこのたびの予算案は、い

はその後予算におきまして、いわゆる遺族恩給につきましても五万三千二百円という年額が約束される状況になつてきて居る。傷病恩給につきましても、相当の増額が行われておりませぬ。もちろん遺族恩給にしても、傷病恩給にしても、まだまだ財政が許す範囲に於いては、まだ追加の増額をいたさなければならぬ問題が残つて居ることは私もはつきり承知いたし、了承しておるのであります。しかし一応この段階まで参りましたときには、遺族恩給、傷病恩給を手厚くしたいから、しばらく待つてと言つて十年間の間待たせておる。この加算問題というものについて、先ほども申しますように、既得権がつかつかつかないかの問題、オール・オア・ナッシングの問題になるわけでありませぬ。当時の歴史等も十分お考へ下さつて、また過去における不当な取扱ひということの認識の上に立つ

たときに、この加算制度だけは認められなかつた。通算問題はその後解決しているが、しかしこの加算がなぜ実現しないか、非常に不公平ではないかというところ、これは遺族恩給にただし

ましたところ、これは遺族恩給及び傷病恩給が今国家財政上から考へて十分に出せない、もう少しこれを手厚くせねばならぬが、そのためには年が若く、戻つておる人についての加算はしばらくかんべんしてくれ、まず遺族、傷痍軍人が先だということ御説明があつた。われわれはこれはごもつともなことでありますからということ、この問題を見送つてきた。歴代内閣に對して質問をいたしてみますと、やはり同じようなお考えを述べられてきた。しかしこのたびの予算案は、い

て、これは早急に解決いたさなければならぬ問題だと私は確信しておるのではありません。そこで今保科委員からも、やはりこの問題に対する総合的な御質問がありまして、総務長官からも御答弁をいただいておりますが、とにかく急いでやるといふ御決意を一つ承わっておきたいと思ひます。

○松野政府委員 昨年も、政府としてその方針を明らかにいたしておりましたし、その後その方針に沿ひまして鋭意検討しております。御趣旨のような経過と歴史を持つておることも承知しておりますので、十分その精神に沿うように検討いたします。

○内海委員 永山忠則君。

○永山委員 きわめて簡単に申し上げますが、たゞいま保科委員、高橋委員から申されましたように、恩給及び扶助料の取扱いに對しまして、きわめて不公平、不均衡になつてゐるという點に對しては、今松野政府委員は、昭和三十三年四月四日の内閣委員会で明らかに指摘されてゐるのでございます。すなわち恩給や扶助料の取扱いの一番配慮しなければならぬことは、関係者に對して公平に施策が講ぜられて均衡を保持することである。この御指摘の點につきましては、いずれも検討すべき問題が包蔵されておるのであります。政府といたしましては十分検討の上善処する所存であるというように言われておる通りでございます。従つて松野長官の十分誠意を持つてこれら具体的な検討を、努力をいたしておるといふお言葉には、われわれも了承をいたしておるのでございますが、そのお言葉の中に、予算の關係があるのでという點を言つておられますの

で、私はこの點に關して予算關係は非常に自然減耗があるという點について、さらに十分の御検討をいただかねばならぬというように考へるのであります。すなわちこの點に關しては恩給法の一部を改正する法律案に對する自由民主党代表の山本正一君が賛成意見を當時述べられた中に、現に昭和三十六年におきましては、五十億円の増額に對しまして百二億円の自然減耗がありますから、差し引きますと、五十二億円の減少になるというのが事實でございますといふように、はつきりこの自然減耗を明示いたしておるのでございます。なお三百億円の四年間の予算のワクを作り出したときにおいて、未復員者並びに抑留者帰還の総体人員に對しましては、復員局もども、十分その数字をつかむことができないといふので、大体の数字をつかんで出しておるのでございます。われわれ當時その数字に對して十分政府に検討を願ひましたが、十分の資料がないといふので、われわれの承知いたしておる範圍では、當時六万人ぐらゐの数字を想定されておつたのでありますが、その後におきまして、その数字は過大に過ぎはせぬかといふように考へられるのであります。少くともこの未復員者の數値が過大に見積られておる。そうすると現在歸つて参りましても、これが未帰還者手当てをいただいていないといふと、一人の平均が大体二十一万平均になると思つておられます。一万人という人が違ふことになりまして、二十二億の差が出るというようにも考へられるのであります。そういうふうなる概算でございますが、そういうふうなる未帰還者あるいは未復員者等の關

係の精細なる数字等をよく検討されて進むならば、この三百億円の予算のワクも相当予算的余裕を生ずるのではないかといふようにも考へられておるのでございますので、予算關係に對して十分一つ検討を続けられまして、そして早急にこの具体的な処置を進められることを切に私は要望し、長官の御答弁をお願いして私の質問を終りたいと存じます。

○松野政府委員 相当、概数と實際の數といふものは必ずしも一致しておらないことは事實でございます。なおいろいろ實は裁定がおくられておつたのが、いろいろ問題が相加味いたしましたので、十分一つ正確な数字を毎年把握いたしまして、そして今後御報告をいたしたい考へてございます。

○内海委員 保科善四郎君。

○保科委員 實はこの問題は、恩給局長にごく簡単にお尋ねいたします。山下先生が大へん熱心にこの問題を検討されて、そしてその所見を伺つてもらいたいといふことであります。特定郵便局長で追放されたために退職手当までは恩給に對して通算措置の行われていない者については、これが是正の措置をとられるのが至当と思つてどうかという質問であります。お答えを願ひます。

○八巻政府委員 特定局長の恩給につきましてお尋ねでございますが、特定局長というものは、御承知の通り戦争前は國から俸給がでませんで、手当てやつておつた。従つて恩給法では準文官といつて、在職年によつて恩給を差し上げておられることになつておられるわけでありまして、たとえば公務傷病で死んだとか負傷したという場合に、

傷病恩給とか公務扶助料を上げる。しかし在職年に見合つた普通恩給は差し上げない。ところが昭和二十三年の一月一日に特定局長というものは一般の郵政事務官のような本官の身分を持たして、國から俸給を支給するというところで、このように身分制度が變つた。そこで二十三年一月一日に在職しておりました特定局長につきましては、身分制度が變つて、大ぜいの者が一ぺんにやめるといふことになると、退職一時金を出さなければならぬ。それは大変だといふので、その前の在職年の二分の一を通算することにした。そこで問題は、それ以前にやめてしまつた特定局長さんは何ももらえない。そのときまた同居させて引き続いておつた人は、前の在職年がその二分の一といふことで、うまいことをしたわけでありまして、それでその引き続いておられない方々の中にはいろいろあります。たとえば樺太から引き揚げてこられた方、朝鮮、台湾から引き揚げてこられた特定局長、あるいはページになつた方と、いろいろケースがあるわけでありまして、山下先生のお尋ねの件はおそらく、いつか拝見したものであります。すると、ページになつた方のことらしいのでございます。この問題も臨時恩給等調査会で問題になりました。しかし二十三年一月一日の身分の切りかえに伴つてとられた特別の措置といふものも、そういうふうないろいろ特別の事情のある者について拡大することはなかなかむずかしい問題であるので、検討を要するといふことで答申が出ております。退職手当の問題にいたしまして、ページになつた方々は、解除になれば、これは一ぺんも退職一時金をも

らわなかつたのでありますから、そこでその年限を通算して退職手当をもらへるようになつてゐる。ところでページになる前に、ページになりそうだからといふのでおやめになつた方々がある。それは一度は退職手当をもらつておる。この方々があつて再就職になつておやめになるときに、ページになつた方と同じように在職年を全部通算してくれ、こういう御要望があるようでございまして、これは一ぺん退職手当をおもらいになつたのでありますから、それを重ねて通算して退職手当を出すことはなかなかむずかしいのではなからうかと私は思つてございまして、個々の事情につきましては非常に御同情申し上げる点がございまして、

○保科委員 なお御検討をお願いいたします。私の質問を終ります。

○内海委員 ほかにも御質問はありますか。――御質問がなければ、これにて本案に關する質疑は終了いたしました。

本案に對し岡崎英城君外十八名より、自由民主党提案にかかる修正案が提出されております。この際本修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案
一部を次のように修正する。
第五十条の改正に關する部分を次のように改める。
第六十五条第五項の次に次の一項を加ふる。

○保科委員 恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案
一部を次のように修正する。
第五十条の改正に關する部分を次のように改める。
第六十五条第五項の次に次の一項を加ふる。

○保科委員 恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案
一部を次のように修正する。
第五十条の改正に關する部分を次のように改める。
第六十五条第五項の次に次の一項を加ふる。

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者(公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為生殖機能ヲ墮シタル者ニ限ル)ノ退職後養子ト為リタル未成年ノ子ニシテ縁組当時ヨリ引續キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限リ其ノ一人ヲ扶養家族トス附則を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

(改正後の恩給法第六十五条の規定による加給)

3 昭和三十四年四月一日において現に増加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項(改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

4 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。附則第九條第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

別紙

本修正の結果必要とする経費は本年度約四百三十万(九ヶ月分)の見込である。

○岡崎委員 恩給法の一部を改正する法律案に対して、修正案を提出いたします。

本修正案は、自由民主党の提案にかかると、案文の内容はお手元にお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を御説明申し上げますと、修正の第一は、改正案が恩給法第五十条に規定する有期の増加恩給についてその期間「五年」を「三年以上五年以内」に改めようとするのでありますが、これを従来

の通り「五年」とするため、その改正部分を削除しようとするものであります。傷病関係恩給におきまして、いわゆる内部疾患に対する従来の裁定基準が症状の実態に即して適切でなかった点を改めようとするならば、その裁定基準を明らかにすれば足りるのであります。有期の増加恩給の期間「五年」を「三年以上五年以内」に改めることは意味をなさないと信ずる次第であります。ことに現在、五年の期間中に傷病の程度が重くなれば、さらに裁定を受け直すことができるのでありますから、第五十条の改正部分は全く必要がないと考えまして、これを削除いたし

た次第であります。修正の第二は、増加恩給受給者の扶養家族加給に関する点であります。第二十八回国会における恩給法の一部改正によりまして、増加恩給受給者については退職後出生した未成年の子でありまして、四人まではその受給者によって生計を維持するか、またはこれと生計をともにしていれば、扶養家族として加給が認められるようになっておるのであります。増加恩給受給者の中には公務による傷痍、疾病によって生殖機能を喪失し、やむを得ず養子縁組を結ぶ例が少くありませんので、これらについては他に未成年の子がない場合、退職後養子縁組した未成年の子も、これを一人に限り、扶養家族として、本年四月分よりその加給を受けられるよう、恩給法第六十五条を改正しようとするものであります。

修正の第三は、施行期日につきまして、改正案は昭和三十四年四月一日となっており、これを四月一日を過ぎておきますので、これを公布の日とし、四月一日から適用するものとあります。

○内海委員長 本修正案は予算を伴う修正案でありますので、国会法第五十七條の三の規定により、内閣に對し意見を述べべる機会を与えることといたします。松野総務長官。

た次第であります。

修正の第二は、増加恩給受給者の扶養家族加給に関する点であります。第二十八回国会における恩給法の一部改正によりまして、増加恩給受給者については退職後出生した未成年の子でありまして、四人まではその受給者によって生計を維持するか、またはこれと生計をともにしていれば、扶養家族として加給が認められるようになっておるのであります。増加恩給受給者の中には公務による傷痍、疾病によって生殖機能を喪失し、やむを得ず養子縁組を結ぶ例が少くありませんので、これらについては他に未成年の子がない場合、退職後養子縁組した未成年の子も、これを一人に限り、扶養家族として、本年四月分よりその加給を受けられるよう、恩給法第六十五条を改正しようとするものであります。

修正の第三は、施行期日につきまして、改正案は昭和三十四年四月一日となっており、これを四月一日を過ぎておきますので、これを公布の日とし、四月一日から適用するものとあります。

○内海委員長 本修正案は予算を伴う修正案でありますので、国会法第五十七條の三の規定により、内閣に對し意見を述べべる機会を与えることといたします。松野総務長官。

○松野政府委員 恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案に對し、内閣の意見を申し上げます。

有期の増加恩給の期間を修正案のよう修正することについては、改正案の趣旨を没却するものであり、また新たに退職後に出生した未成年の子に對する扶養家族加給をさらに擴張して、

生殖機能を喪失した増加恩給受給者の退職後に養子となつた者についても、その一人を限り加給の対象とするに對しては、年金恩給制度が退職当時の条件を基礎として給されるものであることよりして、傷病恩給において退職後の条件を加味するとの例外的措置は最小限度にとどむべきものであると存じます。その範囲を拡大することは他に影響するところ多くないとは言えないので、なお慎重に検討を要するものがあると思ひます。

○内海委員長 本修正案に對する御質疑はありますか。――御質疑がなければこれにて本修正案についての質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本修正案を除く原案は可決いたしました。

これにて恩給法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

恩給法の一部を改正する法律案に對し、岡崎英城君外十八名より自由民主党提案にかかる附帯決議が提出されております。この際本附帯決議について提

出者よりその趣旨の説明を求めます。

○岡崎委員 自由民主党から附帯決議案を提出したいと思ひますが、これは先ほどの御質疑もありましたように、恩給法の施行の適正を期するために附帯決議をつけたいと思ひます。附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議案

一、第二十八回国会昭和三十三年四月四日の内閣委員会において、「恩給法等の一部を改正する法律案」の可決されるにあたり、特に内閣委員長より質疑したる各項目に對しては、総理府総務長官より「政府としては十分検討の上善処する」との言明を得ているので、この際本問題解決のため、すみやかに且体的方策をたつべきである。

二、傷病恩給の症状等差の是正については、昨年政府に「傷病恩給症状等差の調査に関する専門調査会」が設置され、学識経験者等により専門的な調査研究がなされたが、短日月のため肺結核、精神障害など僅か三つの分野に止まつたと報告している如く、その範囲が誠に狭隘であるから、その他の傷病についても引続き調査研究を行い恩給法の別表第一号表の二及び三を改正しもつて諸般の不均衡を是正すべきである。

三、戦傷病者の医療制度は誠に不備であり、今回の国立箱根療養所の入所料の増額問題を見ても明かである。

依つて、次期国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法の必要な改正を行い、再発者を含め戦傷

病者戦没者遺族等援護法の必要な改正を行い、再発者を含め戦傷

病者戦没者遺族等援護法の必要な改正を行い、再発者を含め戦傷

病者の根本的な医療制度を確立すべきである。
右決議する。

○内海委員長 本附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって本附帯決議は可決いたしました。

なお各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次会は公報をもってお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会

〔参照〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)に関する報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)に関する報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)に関する報告書

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)に関する報告書

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第四号中正誤

一 行 誤 正

二 四 一 横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第七号中正誤

一 行 誤 正

一 二 元 町村金五 薄田美朝

一 三 一 横路節雄 永井勝次郎

二 一 二 横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第二十三号中正誤

一 行 誤 正

一 三 三 横路節雄 永井勝次郎

一 三 三 横路節雄 永井勝次郎

内閣委員会議録第二十五号中正誤

一 行 誤 正

二 二 五 横路節雄 永井勝次郎

六 二 六 航究 航空

昭和三十四年四月八日印刷

昭和三十四年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局